

# 令和元年度介護労働実態調査で使用された用語及び調査結果利用上の注意

## I 主な用語の定義

### 1 就業形態について

- ① 「正規職員」とは、本調査では、労働時間数にかかわらず雇用期間の定めのない者をいう。  
(本調査では、有期契約より無期労働契約に転換した者も含む。)
- ② 「非正規職員」とは、本調査では、正規職員以外の労働者をいう。

### 2 職種について

本調査では、主な職種である「訪問介護員」と「介護職員」を、以下のとおり定義した。

- ① 「訪問介護員」とは、介護保険法の指定を受けた訪問介護事業所で働き、高齢者等の家庭を訪問して家事などの生活援助、入浴などの身体介護を行う者をいう。
- ② 「介護職員」とは、訪問介護以外の介護保険の指定介護事業所で働き、直接介護を行う者をいう。

### 3 所定内賃金について

「所定内賃金」とは、1カ月のうち、決まって支給される税込み賃金額。交通費や役職手当等毎月決まって支給される金額を含む。

また、月によって変動がある残業代、夜勤手当等は除く。

### 4 介護保険サービス系型区分について（主な介護サービスの種類）

本報告書では、主な介護サービスの種類を下記の介護保険サービス系型に区分した。

| 介護サービスの種類<br><br>(○印:該当する区分) | 従来区分 |              |              |     | 新区分 |              |              |     |        |     |
|------------------------------|------|--------------|--------------|-----|-----|--------------|--------------|-----|--------|-----|
|                              | 訪問系  | 施設系<br>(入所型) | 施設系<br>(通所型) | その他 | 訪問系 | 施設系<br>(入所型) | 施設系<br>(通所型) | 居住系 | 居宅介護支援 | その他 |
| 訪問介護                         | ○    |              |              |     | ○   |              |              |     |        |     |
| 訪問入浴介護                       | ○    |              |              |     | ○   |              |              |     |        |     |
| 訪問看護                         | ○    |              |              |     | ○   |              |              |     |        |     |
| 訪問リハビリテーション                  | ○    |              |              |     | ○   |              |              |     |        |     |
| 居宅療養管理指導                     | ○    |              |              |     | ○   |              |              |     |        |     |
| 通所介護                         |      |              | ○            |     |     |              | ○            |     |        |     |
| 通所リハビリテーション                  |      |              | ○            |     |     |              | ○            |     |        |     |
| 短期入所生活介護                     |      | ○            |              |     |     | ○            |              |     |        |     |
| 短期入所療養介護                     |      | ○            |              |     |     | ○            |              |     |        |     |
| 特定施設入居者生活介護                  |      | ○            |              |     |     |              |              | ○   |        |     |
| 福祉用具貸与                       |      |              |              | ○   |     |              |              |     |        | ○   |
| 特定福祉用具の販売                    |      |              |              | ○   |     |              |              |     |        | ○   |
| 地域密着型通所介護                    |      |              | ○            |     |     |              | ○            |     |        |     |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護             | ○    |              |              |     | ○   |              |              |     |        |     |
| 夜間対応型訪問介護                    | ○    |              |              |     | ○   |              |              |     |        |     |
| 認知症対応型通所介護                   |      |              | ○            |     |     |              | ○            |     |        |     |
| 小規模多機能型居宅介護                  |      |              | ○            |     |     |              | ○            |     |        |     |
| 看護小規模多機能型居宅介護                |      |              | ○            |     |     |              | ○            |     |        |     |
| 認知症対応型共同生活介護                 |      | ○            |              |     |     |              |              | ○   |        |     |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護             |      | ○            |              |     |     |              |              | ○   |        |     |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護         |      | ○            |              |     |     | ○            |              |     |        |     |
| 居宅介護支援                       | ○    |              |              |     |     |              |              |     | ○      |     |
| 介護老人福祉施設                     |      | ○            |              |     |     | ○            |              |     |        |     |
| 介護老人保健施設                     |      | ○            |              |     |     | ○            |              |     |        |     |
| 介護医療院(介護療養型医療施設)             |      | ○            |              |     |     | ○            |              |     |        |     |

本報告書に記載している介護保険サービス系型区分は、原則として「従来区分」で記載している。

## II 調査結果利用上の注意

- 1 構成比（パーセント計算値）が表章単位に満たない場合は、「0.0」と表章している。
- 2 集計表中「－」印は、該当数値がない箇所である。
- 3 集計表中の該当数値に「＊」印があるものについては、サンプル数（回答数）が少なく（30未満）参考値との位置付けである。
- 4 「主とする介護サービスの種類別」については、サンプル数の少ない訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所療養介護、特定福祉用具の販売および予防給付サービス、総合事業、共生型サービスを外してまとめた。

「予防給付におけるサービス」: 予防給付における全てのサービス。介護予防支援、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防訪問リハビリテーション、特定介護予防福祉用具の販売、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防居宅療養管理指導。

- 5 集計表・図・構成比（パーセント計算値）は、原則として無回答を含む合計値を分母としている。なお、採用率・離職率、賃金、労働日数・時間数等については、回答のあった事業所数、または、回答のあった労働者数を分母としている。
- 6 集計表・図・構成比（パーセント計算値）において、四捨五入の関係で、項目の和が計の数値に合わないことがある。
- 7 複数回答〔該当する答えの全て（あるいは複数）を選択する方式〕の場合は、構成比（パーセント計算値）の和が 100.0 を超えるものがある。
- 8 復元は行っていない。
- 9 平均値の計算では、原則として分母は「回答数－無回答」としている。
- 10 採用率・離職率については以下の計算方式で算定した。

$$1 \text{ 年間の採用率} = \frac{2019 \text{ 年度採用者数 (注1)}}{2018 \text{ 年9月30日の在籍者数 (注2)}} \times 100$$

$$1 \text{ 年間の離職率} = \frac{2019 \text{ 年度離職者数 (注1)}}{2018 \text{ 年9月30日の在籍者数 (注2)}} \times 100$$

(注1) 2019年度とは、2018年10月1日から2019年9月30日までをいう。

(注2) 在籍者数：採用者数・離職者数について回答のあった事業所の在籍者数

- 11 「3職種計」事業所数は訪問介護員、サービス提供責任者、介護職員の3者またはいずれかがいるものを1とカウントしている。
- 12 「2職種計」事業所数は訪問介護員または介護職員の両者またはいずれかがいるものを1とカウントしている。
- 13 「賃金」データの取扱いについて

賃金については、介護労働者（最大32名／事業所）と事業所管理者（施設長）それぞれについて調査を行っている。平成23年度までは、介護労働者の賃金を調査していたが、介護業務を兼務している事業所管理者の賃金が含まれている可能性があった。平成24年度調査からは、介護労働者の属性ごとの賃金をより正確に把握することを目的とした調査方法に

変更した。したがって、今年度と平成23年度までの調査結果を単純に比較することはできないので注意して頂きたい。

14 報告書未掲載表の取扱い

紙面の都合上、本報告書に掲載されない結果については、「Ⅻ 集計項目一覧表」で、集計した項目の有無を確認の上、公益財団法人介護労働安定センターまでお問い合わせ頂きたい。